

東成区 7月

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年 7月13日	令和5年 7月27日	・事前連絡票（平塚市発表資料、国家賠償法（抄）） ・リーガルサポーターズ報酬額算定表 ・検討時間報告書 ・相談記録	部分公開	5	東成区	窓口サービス課（保険年金・管理）
令和5年 7月14日	令和5年 7月28日	国保の減免相談件数、納付相談が年間どれくらい行われているのかわかるもの（令和元年度～4年度）（東成区役所所管分）	不存在		東成区	窓口サービス課（保険年金・管理）
令和5年 7月27日	令和5年 8月9日	・東成区役所の審査会諮問通知書（令和5年7月25日付大東成総第46号）には、「審査請求に係る公開決定等の理由」として次の通り記載されています。 日本学術会議の提言があり、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識しているが、当区における区民アンケートによって取得したデータについては、区民の縮図として標本を集計しているわけではなく、最初の数字を起点として、実施している施策が進んでいるか、どれだけ向上させていくかを経年比較しているの で、施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用することを前提としている。 よって、当該内容を説明した公文書を公開する。 1. 区民アンケートの結果数値の増減に意味があるとする根拠が示された文書を公開してください。経年比較ができ、「施策が進んでいるか」の判断ができるものであるとする根拠が示された文書です。	不存在		東成区	総務課（総合企画）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		2. 運営方針における区民アンケートの結果データの使われ方は、単純に目標値との大小比較が行われ、目標値に達したか、近づいたかなどの判断が行われているだけであり、「施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用」などとの説明とは著しく乖離したものです。が、このように区民アンケートの結果数値の増減により、運営方針に定められた「めざす状態」に近づいたのかどうか判断できるとする根拠が示された文書を公開してください。				